

通達甲（副監．組．総．企）第14号

令和6年5月31日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官
各 殿
所属 長

副 総 監

匿名・流動型犯罪グループ対策要綱の制定について

このたび、別添のとおり、匿名・流動型犯罪グループ対策要綱を制定し、令和6年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

別添

匿名・流動型犯罪グループ対策要綱

第1 目的

この要綱は、匿名・流動型犯罪グループ対策の推進について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

匿名・流動型犯罪グループ対策の推進については、犯罪収益対策推進要綱（平成19年12月10日通達甲（副監．組．総．マ2）第23号）、盛り場総合対策要綱（平成26年3月27日通達甲（副監．生．総．企）第8号）、警視庁暴力団総合対策要綱（平成28年12月21日通達甲（副監．組．3．企）第22号）その他別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 匿名・流動型犯罪グループの位置付け

暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団（以下「準暴力団」という。）のほか、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺、強盗、窃盗等の犯罪を広域的に敢行するなどの集団が治安対策上の脅威となっている。これらの集団は、SNSを通ずるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、ま

た、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺、強盗、窃盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化している。これらの集団に対して、従来の部門ごとの対策を踏襲しては有効な対策を打つことはできないことから、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け、部門の縦割りを廃した戦略的な実態解明及び取締りを推進するものとする。

第4 推進体制

1 本部各部

各部長は、所掌事務を通じて匿名・流動型犯罪グループ対策を推進するものとする。

2 方面本部

方面本部長は、匿名・流動型犯罪グループ対策に関して方面区内警察署の連絡調整を行うものとする。

3 警察署

(1) 警察署長は、本部関係所属と連携の上、管内の実態に即した効果的な匿名・流動型犯罪グループ対策を推進するものとする。

(2) 警察署長の部門横断的な指揮の下、挙署一体の体制により、あらゆる警察活動において匿名・流動型犯罪グループに関する情報を収集し、当該情報の集約は、刑事課組織犯罪対策係（島部警察署にあっては捜査係）において行うものとする。

第5 匿名・流動型犯罪グループ対策の内容

1 実態解明

(1) 実態解明の推進

匿名・流動型犯罪グループに対する対策を効果的に推進するため、情報の収集、分析等の徹底により、匿名・流動型犯罪グループの活動実態、運営方法及び資金獲得活動の実態をはじめ、他の犯罪組織との人的又は資金的なつながり、対立・友誼^ぎ関係等そのグループ実態の全般を解明するものとする。

(2) 関係部門間の緊密な連携と情報共有

暴力団対策、特殊詐欺対策、強盗・窃盗事件捜査、薬物対策、非行少年対策、風俗環境対策、生活経済事犯対策、暴走族対策等を主管する部門間の連携及びこれらの部門とサイバー部門との連携を強化するとともに、匿名・流動型犯罪グループの活動やこれらの関わりが疑われる事案を把握・処理した場合に情報共有がなされるよう、関係部門間の緊密な連携を図るものとする。

(3) 組織実態及び活動実態の継続的な把握

匿名・流動型犯罪グループは、社会・経済情勢の変化に応じて犯行手口やそのネットワークが常に変化していくものであることから、広い視野で情報収集を継続して、組織実態及び活動実態の変化の把握に努めるものとする。

2 取締り

(1) 取締り対象の選定

匿名・流動型犯罪グループに関する情報を収集・集約・分析した上で、地域ごとの実情を踏まえ、治安対策上問題となっている真に取り締まるべき犯罪グループを取締り対象に選定するものとする。

(2) 繁華街・歓楽街対策の推進

匿名・流動型犯罪グループが、違法な風俗店、性風俗店及び賭博店、スカウト、薬物売買等に関わり、その収益を有力な資金源としている実態がうかがわれることから、組織犯罪対策部門と風俗関係事犯担当部門等とが把握する情報を共有し、これらの犯罪グループとその主要メンバーを見定め、風俗関係事犯、薬物事犯等について、あらゆる法令を駆使した取締りを推進するものとする。

(3) 資金源の遮断と犯罪収益の剥奪

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、様々な資金獲得活動により資金を蓄えていると疑われることから、これらの犯罪グループに効果的に打撃を与えるため、組織犯罪対策に有効な捜査手法等を積極的に活用し、幅広い犯罪態様を視野に、資金獲得活動に着目した取締りによる資金源の遮断を図るものとする。

また、事件検挙にとどまることなく、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）等の積極的な適用により、犯罪収益の剥奪を連動させて行うものとする。